

独立監査人の監査報告書

平成15年12月2日

独立行政法人 宇宙航空研究開発機構

理事長 山之内 秀一郎 殿

中央青山監

代表社員 公認会計士
関与社員

代表社員 公認会計士
関与社員

山田幸次郎

小森幹太

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人航空宇宙技術研究所（以下「法人」という。）の平成15年4月1日から平成15年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、損失の処理に関する書類（案）及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して、試査を基礎として行われ、法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない法人内部者による不正及び誤謬または違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

追記情報

「法人の解散について」に記載されているとおり、法人は独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）附則第10条により、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の成立の時（平成15年10月1日）において解散し、国が承継する資産を除き、機構はその一切の権利及び義務を承継した。なお、同条により当事業年度の終了日は解散の日の前日と定められており、財務諸表等は継続企業を前提として作成されている。

法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上